

# 企画競争説明書

業務名称：セネガル国食料安全保障とレジリエンスのガバナンスに係る  
能力向上プロジェクト（第二段階）

案件番号：190032

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年3月20日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年3月20日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国食料安全保障とレジリエンスのガバナンスに係る能力向上プロジェクト(第二段階)

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年5月中旬～2022年1月下旬

## 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１９年３月２７日（水） １２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭での質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法： ２０１９年４月１日（月） までに機構ホームページ上に行います。  
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年４月１２日（金） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部  
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

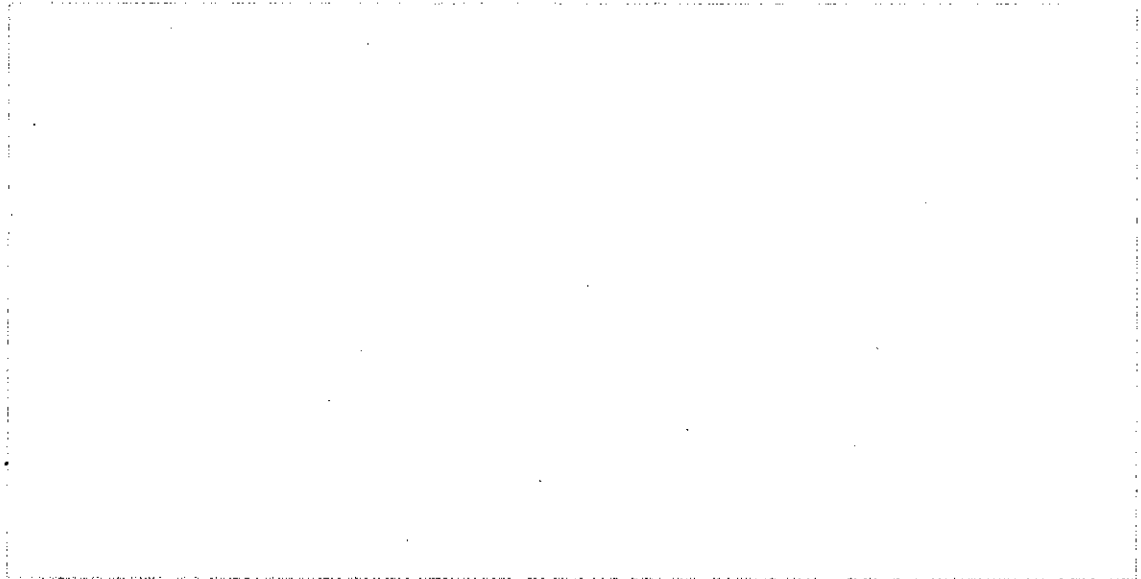
２）以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

「【第3 業務の目的・内容に関する事項】5. 実施方針及び留意事項（13）本邦研修・第三国研修」に係る第三国研修に係る経費



3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) XOF 1 = 0.192070 円
- b) US\$ 1 = 110.700000 円
- c) EUR 1 = 125.991000 円

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／組織運営・調整
  - b) 食料安全保障とレジリエンスのガバナンス

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 37.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年4月30日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。



### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：ガバナンス・組織能力強化に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（業務主任者／組織運営・調整）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：組織運営・調整に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：セネガル 及びアフリカでの業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又は仏語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 食料安全保障とレジリエンスのガバナンス】

a) 類似業務の経験：食料安全保障とレジリエンスのガバナンスに関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：セネガル 及びアフリカでの業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又は仏語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価表

別紙

セネガル国食料安全保障とレジリエンスのガバナンスに係る能力向上プロジェクト（第二段階）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／組織運営・調整	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 食料安全保障とレジリエンスのガバナンス	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評価点	[ 100.00]	



## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年4月18日(木) 17:30～19:30  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町）2階 208会議室

### 3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

#### a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

#### b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いたプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上





## 【第3 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

セネガルは、不安定な降雨、慢性的な干ばつなどによって、食料と栄養の危機に繰り返し直面している。特に生計を天水農業や牧畜に依存する農村部では、食料安全保障と栄養にかかる人々の脆弱性が深刻化しており、23.8%の家庭が食料不足の状態にある。また、社会的弱者である子供への影響も大きく、5歳以下の子供の9.1%は、深刻な栄養失調の状態にある。

このような状況下、2014年にレジリエンス・イニシアチブ包括同盟（AGIR）に加盟したセネガル政府は、2015年に同同盟の方針と合致する形で、「国家食料安全保障・レジリエンス戦略（以下、「SNSAR」）」を策定し、食料安全保障・栄養に脆弱な家庭の保護にかかる方向性や優先行動を明確化した。さらに同政府は、2018年には「国家食料安全保障・レジリエンス・プログラム（以下、「PNASAR」）」を策定し、2022年までに脆弱な家庭が持続的かつ安定的に栄養価の高い食料を確保するとともに、レジリエンスを高めることを開発目標に掲げている。

現在これらの戦略・プログラムに基づき、複数の省庁や多様な開発パートナーによって分野横断的に様々なプロジェクトが実施されている。首相府食料安全保障諮問委員会事務局（以下、「SECNSA」）が食料安全保障分野の調整役を担っているが、データ収集やモニタリング・評価等の体制が整備されていないことから、活動の重複や非効率なプロジェクト実施が発生しており、また、プログラムの効果の把握や政策への反映が不十分である。

2017年12月から2018年11月にかけて実施された本プロジェクトの第一段階協力では、SECNSAの能力強化にかかる優先課題の抽出が行われた。その結果、食料安全保障関連委員会がほとんど開催できておらず、モニタリング・評価の能力も低いこと、特に地方レベルにおいては州事務所が設置されたばかりであり、関係機関との情報共有やデータ収集・分析等に課題があることが明らかとなった。

以上のことから、SECNSAが干ばつなどの食料安全保障を脅かす事態を迅速且つ正確に把握し、関係省庁・開発パートナーの適切な対応を促す役割を果たすためには、中央レベル及び地方レベルにおいて、各種調整、情報分析、分野横断的な取り組みのモニタリング・評価能力を向上させる必要性が確認されている。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

食料安全保障とレジリエンスのガバナンスに係る能力向上プロジェクト

#### (2) 上位目標

セネガルにおいて、食料安全保障とレジリエンスのガバナンスが向上する。

#### (3) プロジェクト目標

食料安全保障とレジリエンスにおけるSECNSAの調整・分析・モニタリング評価にかかる能力が強化される。

#### (4) 期待される成果

- 1) 中央レベルにおいて、SECNSAの食料安全保障とレジリエンスの実施に係る調整、分析、モニタリング評価能力が向上する。
- 2) 地方レベルにおいて、SECNSA及び同州事務所（以下、「BRSA」）の食料安全保障とレジリエンスの実施に係る調整、分析、モニタリング評価能力が向上する。

#### (5) 活動の概要

##### 【成果1に係る活動】

- 活動1-1 中央レベルでのSECNSAの調整、分析、モニタリング評価にかかる現状を確認する（第一段階協力で実施済み）。
- 活動1-2 中央レベルでのSECNSAの調整、分析、モニタリング評価にかかる能力強化の優先事項について確認する（同上）。
- 活動1-3 1-2の結果を踏まえ、能力強化にかかる活動を実施する。
- 活動1-4 中央レベルでのSECNSAの関連省庁間の調整に関連する活動を支援する。
- 活動1-5 中央レベルでのSECNSAの食料安全保障とレジリエンスに係る状況分析に関連する活動を支援する。
- 活動1-6 中央レベルでのSECNSAの食料安全保障とレジリエンスに係る指標・プロジェクト・プログラムのモニタリング評価に関連する活動を支援する。
- 活動1-7 関係者に対して食料安全保障とレジリエンスに係る信頼できる情報提供を迅速に行う。

##### 【成果2に係る活動】

- 活動2-1 地方レベルでのSECNSA・BRSA及び県事務所の調整、分析、モニタリング評価にかかる現状を確認する（第一段階協力で実施済み）。
- 活動2-2 地方レベルでのSECNSA及びBRSAの調整、分析、モニタリング評価にかかる能力強化の優先事項について確認する（同上）。
- 活動2-3 2-2の結果を踏まえ、能力強化にかかる活動を実施する。
- 活動2-4 地方レベルでのSECNSA・BRSAの関連省庁間の調整に関連する活動を支援する。
- 活動2-5 地方レベルでのSECNSA・BRSAの食料安全保障とレジリエンスに係るデータ収集に関連する活動を支援する。
- 活動2-6 地方レベルでのBRSAによる食料安全保障とレジリエンスに係る状況分析を実践する。

#### (6) 対象地域

SECNSA本部のある首都ダカール及び協力サイト4県  
(マタム州のマタム県、ラネル県、カネル県及びサン・ルイ州のポドール県)

#### (7) 関係官庁・機関

SECNSA、PNASAR関係省庁（特に、農業・農村施設省、商務・貿易産業省、環境・持続的開発省、畜産・家畜生産省、水利衛生省、インフラ・陸

上運輸・交通整備省、石油エネルギー省、漁業・海洋経財相、保健・社会活動省)、パイロットサイトの州庁及び県庁等

### 3. 業務の目的

「食料安全保障とレジリエンスのガバナンスに係る能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D (Record of Discussions) に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2017年5月27日にセネガル国政府と締結したR/Dに基づいて実施される「食料安全保障とレジリエンスのガバナンスに係る能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 全体方針

本プロジェクトでは、プロジェクト目標において、食料安全保障とレジリエンスにおけるSECNSAの調整・分析・モニタリング評価にかかる能力が強化されることを目指している。そのためにはまず、中央レベルにおいて、国家食料安全保障委員会(以下、「CNSA」)の開催をフォローし各省庁間の連携を促進するとともに、職員のデータ分析・評価の能力強化によって、SECNSA本部の能力が強化される(成果1)必要がある。また、地方レベルにおいても、州・県における食料安全保障委員会(以下、それぞれ「CRSA」(州レベル)、「CDSA」(県レベル))の開催支援、関係機関との情報共有・蓄積の促進、及び、職員のデータ収集・分析能力の強化を通じて、設置されたばかりのBRSA・県事務所の能力が強化される(成果2)必要がある。これらによって、SECNSAが適時に必要な関係者から食料安全保障に係るデータを収集、分析し、食料安全保障を脅かす事態に対して関係者に適切な指示を出し対応を促す仕組みを確立し、セネガルの食料安全保障とレジリエンスのガバナンスの強化を目指すものである。

#### (2) 食料安全保障におけるセクター改革への貢献

本プロジェクトの背景、それを取り巻く環境の把握のため、セネガルにおける食料安全保障セクター改革に関する十分な理解が必要である。セネガル政府は、「大統領府食料備蓄局の監査に係る報告書」(2016年2月、EUの支援)、及び「組織評価にかかる報告書」(2017年3月、カナダの支援)の結果を踏まえた食料安全保障セクター改革に取り組んでいる。かかる取り組みの一環として、SECNSA及びSECNSAが事務局を務めるCNSA等の新体制に係る政令案が今後閣議にて承認される見通しである。同政令は、効率的なプロジェクトの実施、プログラムの効果の把握や政策への適切な反映等をめざすものであり、施行により、本プロジェクトで支援するデータ収集やモニタリング・評価等の体制の整備が推進される予定となっている。そのため、本プロジェクトにおいては、これらの改革に沿って活動を柔軟に変更していくことが求められる(詳細は別紙2の通り)。

### (3) 第一段階協力を踏まえたプロジェクト運営

本プロジェクトは、上記セクター改革の推進を後押しするために迅速に協力を開始しつつ、同改革の進捗を踏まえて活動内容の詳細策定を行う二段階方式で実施している。2017年12月から2018年11月にかけて実施された第一段階協力の活動結果から、特に地方レベルでは食料安全保障やレジリエンスに係る知識や現場での経験が十分でないこと、また、SECNSAの組織能力強化への支援ニーズの中でも、調整・分析・モニタリング評価に係る能力強化の優先度が高いことが確認された。これを踏まえ、第二回「合同調整委員会（以下、「JCC」）」にて以下の変更点を盛り込んだPDMの改訂が承認され、2018年12月20日に改訂R/Dが署名されている。

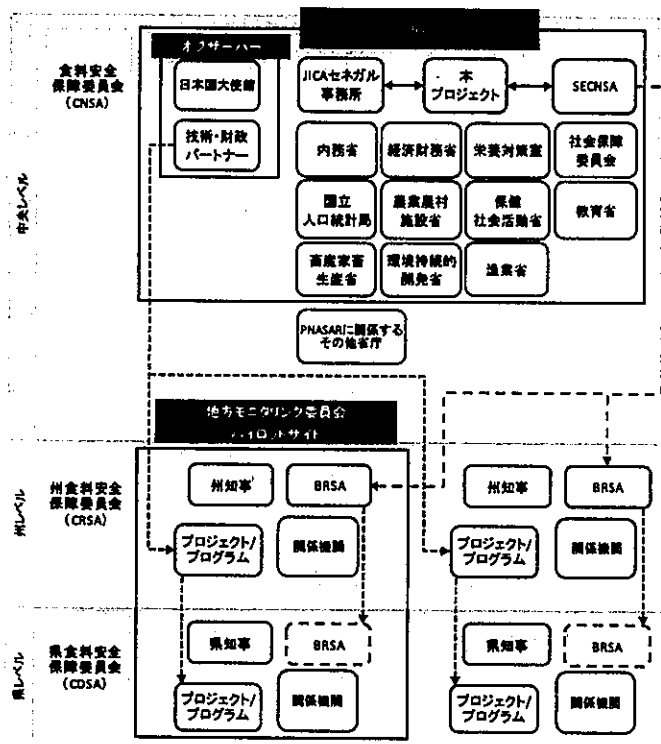
#### 1) プロジェクト目標及び期待される成果の見直し

改訂版PDMでは、食料安全保障とレジリエンスのガバナンス向上を上位目標に据え、SECNSAの組織能力の中でも、調整・分析・モニタリング評価に係る能力強化が新たなプロジェクト目標とされた。また中央及び地方の各レベルでの取り組みが明確化されるよう、期待される成果についても見直された。

改訂前PDMでは、サヘル地域における「砂漠化対処を通じた気候変動に対するレジリエンス強化イニシアチブ（以下、「AI-CD」）」の活動が想定されていた成果3について、同イニシアチブC/P機関がSECNSAからセネガル国環境・持続開発省へ変更されたことを踏まえ、本プロジェクトの成果から外すこととした。但し、SECNSAが本プロジェクトの成果をAI-CDを含む関連イニシアチブにおいて発信する際には、引き続き本プロジェクトの枠内で支援する。

#### 2) 実施体制の見直し

中央・地方レベルでのSECNSAの組織体制及び両レベルにおける関係機関との連携が明確になるように変更された（「業務完了報告書」図3-1：実施体制図）。



### 3) JCCメンバーの変更

世界食糧計画（以下、「WFP」）、アフリカ開発銀行の支援する「サヘルにおける多国間食料安全保障と栄養強化プログラム（以下、「P2RS）」、世銀の支援する「サヘルにおける畜産業支援のための広域プロジェクト（以下、「PRAPS）」の代表者がオブザーバーとして追加された。また、地方レベルでの本プロジェクト活動への関与並びにCRSA・CDSAといった食料安全保障分野での協議枠組みにおける行政当局の役割の重要性を踏まえ、内務省国土総局長がJCCメンバーへ加わった。

### 4) 協力対象地域（協力サイト4県）の決定

協力対象地域の選定に関しては、第一段階協力により、食料安全保障・レジリエンスに係る指標及び活動状況、立地・自然環境条件、BRSAの実施体制、地方関連機関（CRSA・CDSA）の状況、SECNSAの重点地域等のクライテリアに基づく評価シートが作成され、同シートに基づき協力対象地域が選定された。

## (4) 栄養対策局（以下、「CLM）」及び社会保護・国家連帯局（以下、「DGPS N）」との連携

### 1) CLMとの連携

CLMは、SECNSAと同じく首相府下に設置され、栄養分野での政策・戦略の策定に向けた政府への助言及び分野横断的な関連プログラム・プロジェクトのモニタリング評価を担っている。SECNSAは食料安全保障に係る調査にて栄養関連のデータ収集も行っているが、CLMと異なる独自のデータ収集手法を用いている。SECNSA・CLMによる栄養データの分析結果が、効果的に政策へ反映されるためには、SECNSA・CLM間での栄養に係るデータ収集・分析等の連携

強化・調和化が望まれる。そのため、本プロジェクトでは将来的な共通のプラットフォーム化に向けたCLM・SECNSA間の連携体制の確立を支援する。

## 2) DGPSNとの連携

DGPSNは、大統領府下に設置され、社会保護分野での政策・戦略の策定に向けた政府への助言及び分野横断的な関連プログラム・プロジェクトのモニタリング評価を担っている。セネガル政府は、社会保護分野にて「家族保障給付金プログラム（以下、「PNBSF」）」に取り組んでおり、「給付対象世帯の特定システム（以下、「RNU」）」を用いることにより、同プログラムの受給対象者数が増えている。将来的には、PNBSFを通じてRNUを全国普及させ、さらに食料安全保障・栄養分野の緊急対応についてもRNUを活用することにより、食料緊急支援のターゲットグループの特定及び送金システムによる現金配賦の効率的な実現が期待される。RNUが効果的に機能するには、SECNSAの調査結果等の最新情報に基づく給付対象世帯の定期的なアップデートが求められる。そのため、本プロジェクトでも最新の動向把握に努めつつ、連携可能性を検討する。

## (5) 「情報管理プラットフォーム」(以下、「PGI」)への支援

SECNSAは、PNASARの枠組みで、食料安全保障とレジリエンスにかかるデータ収集システム、プロジェクト・プログラムのモニタリング評価システム、レジリエンス強化のためのテロワール資源情報システム(SIRT)及びSECNSA業務管理システムの4つのサブシステムからなるPGIの構築をめざしている。本プロジェクトの第二段階協力では、SECNSA中央レベルでの能力強化の一環で、「データベース開発コンセプト案」(「業務完了報告書」別添6)を踏まえつつ、右構築・活用への支援(支援の規模も含む)について検討する。なお、PGIの開発に対しては、セネガル事務所で必要な機材の一部(開発者用ラップトップコンピュータ、開発ソフトウェアライセンス、外付モニタ、外付ハードディスクドライブ)を既に調達している。

## (6) 他の開発パートナーとの連携

現時点で、連携可能性のある主な開発パートナーは以下のとおりである。これ以外の開発パートナーとも、積極的な連携を図り、事業効果の拡大、面的波及をめざす。

### 1) サヘル諸国旱魃対策委員会(以下、「CILSS」)

CILSSは、1973年の旱魃にみまわれたサヘル7か国により、かかる事態への対応改善を目的に設立された地域国際機関である。CILSSは、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)及び西アフリカ経済通貨同盟(UEMOA)諸国の「サヘル地域及び西アフリカ地域における食料安全保障と栄養にかかるリスク地域及び住民の分析と特定のための調整枠組み(以下、「CH」)」の開催を支援している。セネガルではCHはSECNSAが調整を担い、年二回開催されている。CH開催期間中には関連政府機関及び開発パートナー等の参加者を対象にした研修が実施されるが、SECNSAは同研修の内容を改善する必要があるとしている。2019年6月頃にCHの改訂マニュアルが発表される予定でもあることから、同年11月以降のCHにて、本プロジェクトによる研修の改善支援について検討する。

### 2) 欧州連合(以下、「EU」)

EUは「食料安全保障と栄養のための社会保護セクター改革」支援のための財政支援（2019年から3-4年間、3,000万ユーロ）を予定している。同支援では、社会保護分野に重点を置きつつも、食料安全保障・栄養面での緊急対応に係る指標（トリガー）の1つを、「PNASARのモニタリング・評価システムの構築（PGIのサブシステムの1つ）」と定める方向で調整が進んでいる。本プロジェクトでは、上述（5）のとおりSECNSA中央レベルでの能力強化の一環で、SECNSAの取り組むPGIへの支援を予定しており、EUをはじめ同プラットフォーム構築への支援を検討する他の開発パートナーとの協調についてSECNSAを支援する。

### 3) 国際連合食糧農業機関（以下、「FAO」）

「食料安全保障と栄養のガバナンス強化プロジェクト（以下、「PRO-ACT」）（2016-2019）を通じて、食料安全保障及び栄養にかかる農業政策及びプログラムの効果の最大化を図っている。2019年2月に予定されるPRO-ACT成果報告セミナーでは、SECNSA・CLM・農業・農村施設省分析予測農業統計局（DAPSA）の連携強化に向けた提言が予定されている。上述5.（4）のとおり、本プロジェクトにおいてもかかる連携は重視されることから、PRO-ACTの成果を踏まえつつ活動を行う。

### 4) 世銀

世銀は、PRAPSを通じて畜産分野のセネガル早期警報システム（以下、「SAP」）データ改善を支援しており、SAP運用体制の構築を支援する本プロジェクトとの連携が可能である。また、世銀は、社会保護プログラムの中で食料安全保障に係る緊急支援の効率化を図っている。社会ネットワークシステム構築に向けた信託基金を有し、同基金からセネガル食料安全保障セクターを対象（研修、アンケート調査、機材、インターネットサイト構築等の用途）として400万米ドルの供与を可能としている。同信託基金は、DGPSNが実施機関となっているが、本プロジェクトと同様にセネガルの食料安全保障セクターを対象としていることから、相乗効果が期待でき、連携の可能性を検討する。

### (7) 他のJICA案件との連携

#### 1) 「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」:

農業分野を中心に分野横断的な栄養改善アプローチの推進を目指すイニシアチブであり、アフリカ各国や支援機関と共に取り組んでいるもの。SECNSAの調査やモニタリング評価項目には栄養の観点も含まれており、本プロジェクトを通じて、SECNSA・CLM間での栄養に係るデータ収集・分析等の連携強化が図られ、同分析結果が効果的に政策へ反映されることは、分野横断的な栄養改善の推進を支援するIFNAにも資する。

#### 2) 「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処を通じた気候変動に対するレジリエンス強化イニシアチブ（AI-CD）」:

サヘル地域及びアフリカの角地域の砂漠化対処を促進することにより、気候変動に対するレジリエンス強化を目指すイニシアチブであり、アフリカ各国や支援機関のネットワーク構築、砂漠化対処にかかる取り組み、グッドプラクティスに関する

知識共有の促進に取り組んでいるもの。本プロジェクトでは、SECNSAのPNASARモニタリング・評価を通じて得られた、砂漠化対処にかかる取り組みやグッドプラクティスについて、AI-CDの下で知識の共有を促進する。

#### (8) カウンターパート（以下、「C/P」）予算の確保

2018年11月に実施された詳細計画策定調査にて、本プロジェクト第二段階協力におけるC/P予算の確保を目的に、JICA・SECNSA・経済・財務・計画省（以下、「MEFP」）の三者間で協議がなされた。その結果、C/P予算の確保については、地方レベルでの能力強化（機材、研修等）等の第二段階協力にかかる費用の内訳が明らかになった時点で、第二段階協力の開始前に三者間で協議する旨の合意がなされた。なお、C/P予算の確保に係る合意後も、第二段階協力では、プロジェクトチームによるC/P予算を含む予算計画書の作成、同計画書に基づくSECNSAからの支払い促進のため、本プロジェクトチーム・SECNSA担当部署間での連携が求められる。

#### (9) ジェンダー配慮

セネガルでは、特に宗教等に基づく価値観の影響もあり、農村部で女性が摂取する栄養価は、同じ家庭の男性メンバーと比べて低く偏ることがある。これらの社会的背景等に配慮し、食料安全保障に係る調査やPNASARモニタリング評価に関連する活動を支援する際は、指標やプログラム評価などにジェンダーの視点を取り入れるようSECNSAを支援する。

#### (10) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

#### (11) 広報

食料安全保障分野で分野横断的に実施される様々なプロジェクトが効率的に実施され、また、その効果が周知され政策へ反映されるためには、中央省庁や行政当局、開発パートナーの政策決定者、実務者、一般国民を対象とした効果的な情報発信が肝となる。そのため、本プロジェクトは、SECNSAによる広報戦略の策定・実施を支援する。

#### (12) 事業用物品

現時点では、パイロットサイトのあるBRSAに以下の機材を調達することとし、以下の条件にて必要経費を見積ること。なお、別途、供与機材として広報ビデオ撮影用のカメラ1台（付属品含む）及びPGI（下記6.(7)2)のとおり）用機



材についてもSECNSAの検討状況並びに他開発パートナー（EU等）による支援状況を踏まえつつJICAセネガル事務所にて調達予定である。

機材名	個数
衛星携帯電話	2台
金庫	2台
電圧安定装置	2台
執務机・椅子	4台
鍵付棚	2台

### （13）本邦研修・第三国研修

本プロジェクト第二段階協力では、組織能力強化（5S、カイゼン）、分野横断的なプロジェクトのモニタリング評価、食料安全保障とレジリエンス、早期警報システム等に関する年1回の本邦研修並びに年2回の第三国研修（ニジェールやブルキナファソ等の本協力分野における域内先進国での研修を想定）を予定している。対象者はSECNSA・BRSA職員（幹部クラス）5名程度、期間は約2週間を想定している。実施国（第三国研修のみ）、研修機関、研修対象者・人数等プロポーザルにて提案すること。研修内容につき、他案があればプロポーザルにて提案すること。なお、第三国研修にかかる直接経費は別見積とする。

## 6. 業務の内容

### （1）ワーク・プランの作成・協議

本プロジェクトの第一段階協力の「業務完了報告書」等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（仏文）に取りまとめる。

同レポートを基に、SECNSA関係者等と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

### （2）合同調整委員会（以下、「JCC」）の開催

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、当機構が2018年12月20日にセネガル国政府と締結したR/D改訂ミニッツにて合意されたメンバーが参加するJCCをコンサルタントの現地業務開始後1か月以内に開催する。また、その後も継続して少なくとも年1回開催する。コンサルタントはJCCの開催を支援するとともに、メンバーとして同会合に参加する。

なお、開催にかかる直接経費はプロポーザルに含む。積算に必要な旅費（日当・宿泊料）は、「Protocole d' Accord sur l' Harmonisation des Coûts Locaux Appliqués au Personnel Local (Gouvernement, Société Civile) Version Finale, Décembre 2016」

(G50 規程) に基づき、同単価は次表のとおりとなる。

	交通費	日当	宿泊料
開催都市からの参加者	1 日当たり 定 額 5000FCFA	なし (但し、軽食・昼食等の手配が別途生じる場合は人数に含めるものとする)	なし
開催都市以外からの参加者	1 km 当たり 75FCFA	15000FCFA (但し、宿泊料に食事代が含まれる場合は朝食であれば 3000FCFA、昼食であれば各 6000FCFA を減額する)	原則、コンサルタント側が宿舎の手配から支払まで行う。参加者に対して直接支払う場合は領収書の提出がない場合は 1 泊 10000FCFA、提出がある場合は 1 泊 35000FCFA を上限に実費を支給する。

〈成果 1 について：(3) ～ (7) 〉

(3) 中央レベルでの SECNSA の能力強化にかかる活動

本プロジェクト第一段階協力の技術協力成果品である「研修・能力強化活動計画案」(「業務完了報告書」別添 7 及び同 8) を踏まえ、SECNSA 担当部署とも調整しつつ、第二段階協力での研修計画の策定・実施を支援する。

(4) 中央レベルでの関連省庁間の調整に関連する活動

SECNSA は、SAP、CH、及び PNASAR モニタリング・評価における関連政府機関及び開発パートナー間での調整(関係者からのデータ収集、関係者を集めた会合開催、報告書の取り纏め、情報発信等)を担う。その一方で、SAP 実施マニュアルや PNASAR モニタリング・評価マニュアルといったマニュアル類では、概念的な記述が多く、具体的なアクター間の連携の仕方が明確になっていない。そのため、右マニュアルを基に、連携プロセスの具体的な手順を書き起こし、同マニュアルの実用的な手引書の作成・実践を支援する。また、上述 5.(5) のとおり、DGP SN 及び CLM との連携強化を支援する。

(5) SAP の運用に関する活動

1) SAP 運用体制の構築

SECNSA は、関連政府機関及び開発パートナーから構成される SAP 技術委員会メンバーから収集したデータの処理・分析結果を基にした警報発信の役割を担っている。しかし、実際には食料安全保障に係る調査結果を基にした SAP メンバーへの通知や、年 4 回の季刊誌の発行を通じた定期的な情報提供に限定されている点が課題となっている。同メンバーを対象に作成された SAP 実施マニュアルでは、SAP 概念、警報発信にかかる指標や閾値、収集した情報の処理と分析、関係者間の調整等を対象として扱っている。本プロジェクトでは、同マニュアルを基に、上記 6.(4) のとおり同メンバー間の連携体制をはじめとする SAP 運用体制の構築を通じ、信頼できる分析結果に基づくタイムリーな警報発信を行う能力強化を支援する。

## 2) 手引書の作成支援

SAP実施マニュアルは概念的な記述が多く、各プロセスにおける具体的な手順が明確になっていない。また、上記6.(4)のとおりSAPを機能させる上で重要なアクター間の連携の仕方についての記述が具体的ではなく、指標データや閾値に関する情報の整理が不十分である等、実用的な内容になっていない。そのため、コンサルタントは、同マニュアルを基に、各プロセスの具体的な手順を書き起こし、同マニュアルの実用的な手引書の作成・実践を支援する。

## 3) SECNSA職員及びSAP技術委員会メンバーへの技術指導

SAP実施マニュアル及び上記(5)2)で策定した手引書を基に、コンサルタントはSECNSA職員及びSAP技術委員会メンバーを対象とした研修を定期的に行い、実践を繰り返しつつ、モニタリング・評価能力の強化を図る。同時に、右結果を手引書にフィードバックさせることで、同マニュアルを充実化させる。

# (6) PNASARモニタリング・評価にかかる活動

## 1) モニタリング・評価体制の構築

SECNSAは、PNASARの進捗にかかる年次調査を実施し、報告書に取り纏めて情報発信を行う。PNASARモニタリング評価マニュアルはSECNSA職員及びPNASAR関係省庁のフォーカルポイントを対象として作成され、2017年11月に承認された。しかしその後、2018年に第一回目の年次調査が実施(本プロジェクト第一段階協力でも一部を支援)されものの、報告書の作成には遅延が生じており、タイムリーな運用には至っていないことが課題となっている。コンサルタントは、同マニュアルを基に、上記6.(4)のとおりPNASARフォーカルポイント間の連携体制をはじめとするPNASARモニタリング・評価体制の構築を支援する。

## 2) 手引書の作成支援

PNASARモニタリング・評価マニュアルの内容は、SAP実施マニュアルと同様に、モニタリング・評価の本質の理解を促すための概念的な記述が多く、実用的な内容となっていない。2018年12月時点で、依然として同マニュアルに従ったモニタリング・評価体制の構築段階にある。そのため、コンサルタントは、同マニュアルを基に、モニタリング・評価プロセスの手順を書き起こし、同マニュアルの実用的な手引書の作成・実践を支援する。

## 3) SECNSA職員及びPNASARフォーカルポイントへの技術指導

PNASARモニタリング・評価マニュアル及び上記(6)2)で策定した手引書を基に、コンサルタントはSECNSA職員及びPNASARフォーカルポイントを対象とした研修を定期的に行い、実践能力の強化を図る。同時に、右結果を手引書にフィードバックさせることで、同マニュアルを充実化させる。

# (7) 関係者に対する迅速かつ信頼できる情報提供

## 1) 定期刊行物への支援

年4回発行予定のSAP情報誌や年1回発行予定のPNASARモニタリング・

評価報告書では質の高い情報及び分析結果を遅延なく発信できるよう支援する。

## 2) 「PGI」への支援

本プロジェクトの第一段階協力の技術協力成果品である「データベース開発コンセプト案」(「業務完了報告書」別添6)を踏まえつつ、本プロジェクトの第二段階協力では、PGI構築・活用への支援について検討する。PGIのサブシステムについて、2018年12月時点で外部コンサルタントによる調査が実施されており、右調査結果も合わせて検討する。またPGI構築(サブシステムの1つ)は、上記5.

(5)2)のとおり、EUによる財政支援における食料安全保障・栄養面での緊急対応の改善に係る指標としても検討されている。そのため、EUをはじめ他の開発パートナーによる支援の状況も踏まえてPGIへの支援に係る詳細を検討する。

## 〈成果2について:(8)~(11)〉

### (8) 地方レベルでのSECNSA・BRSAの能力強化にかかる活動

本プロジェクトの第一段階協力の技術協力成果品である「研修・能力強化活動計画案」(「業務完了報告書」別添7及び同8)を踏まえて、SECNSA担当部署とも調整しながら第二段階協力での協力対象県の研修計画の策定・実施を支援する。

### (9) 地方レベルでの関連省庁間の調整に関連する活動

本プロジェクトの第一段階協力の技術協力成果品である「地方レベルの食料安全保障委員会の実施ガイドライン案」(「業務完了報告書」別添4)を踏まえて、同ガイドライン案のCRSA・CDSAでの承認手続きをフォローし、同ガイドラインの試行と改良を支援する。

食料安全保障・レジリエンスに関する関係者の取り組みのマッピングや関係者に対する情報提供が可能となるよう、CRSA・CDSAの活性化(四半期毎或いは必要に応じて会合が開催されるためのロジ支援、食料安全保障・レジリエンス強化に関連するツールに関する関係者への技術的な能力強化、モニタリング・メカニズムの構築等)を支援する。

### (10) 地方レベルでのデータ収集に関連する活動

BRSAは、現場の最先端において、「一次データ」と呼ばれるオリジナルデータ及び「二次データ」と呼ばれる既存のデータを収集する役割を担っている。しかし、2018年5月に新設されて日の浅い組織であり、食料安全保障やレジリエンスに係る知識や現場での経験が十分でなく、能力強化に対するニーズが高いことが確認されている。本プロジェクトの第二段階協力では、タイムリーかつ一定水準を満たす品質のデータ収集のため、上記(8)の研修を通じたBRSAの能力強化を支援する。

### (11) BRSAによる地方レベル(パイロットサイト)での状況分析の実践支援

SECNSA中央レベルにおける業務負担軽減及び地方レベルでのBRSAによる食料安全保障とレジリエンスに係る状況分析能力の強化を行うため、上記(10)で収集したデータの分析に関する研修を行う。

## 7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部 CD-R：1 枚
ワーク・プラン	業務開始から 2 カ月以内	仏文：10 部
モニタリングシート	業務開始時、及び同提出から半年毎	電子データのみ (英文・仏文)
プロジェクト業務進捗報告書	2019 年 12 月上旬、及び 2020 年 7 月上旬 (終了時評価に類する内容を盛り込む)	和文：3 部 仏文：5 部 CD-R：1 枚
プロジェクト業務完了報告書	2021 年 12 月	和文：3 部 仏文：5 部 CD-R：1 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目 (案) は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出することとする。

ア SAP 実施マニュアル手引書

イ PNASAR モニタリング・評価マニュアル手引書

ウ SECNSA 職員及び SAP 技術委員会メンバーへの技術指導にかかる研修ツール

エ SECNSA 職員及び PNASAR フォーカルポイントへの技術指導にかかる研修ツール

オ BRSA 職員及び CRSA・CDSA メンバーへの SAP 指標や PNASAR モニタリング・評価に関する研修ツール

カ 地方レベルの食料安全保障委員会の実施ガイドライン

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

別紙1\_略語表

別紙2\_セネガル食料安全保障セクターとRC-GSARプロジェクトの経緯

略語	仏文表記（(英) と付したものは英文表記）	和文標記
AGIR	Alliance Globale pour l' Initiative Résilience	レジリエンス・イニシアチブ包括同盟
AI-CD	Initiative Africaine pour Lutter contre la Désertification	砂漠化対処による気候変動のレジリエンス強化イニシアチブ
BRSA	Bureau Régional de Sécurité Alimentaire	国家食料安全保障諮問委員会州事務所
CDSA	Comité Départemental de Sécurité Alimentaire	県食料安全保障委員会
CILSS	Comité permanent Inter-Etat de Lutte contre la Sécheresse au Sahel	サヘル諸国旱魃対策委員会
CH	Cadre Harmonisé d' identification des zones à risque et des populations vulnérables au Sahel et en Afrique de l' Ouest	サヘル地域及び西アフリカ地域における食料安全保障と栄養にかかるリスク地域及び住民の分析と特定のための調整枠組み
CLM	Cellule de Lutte contre la Malnutrition	首相府栄養対策局
CNSA	Conseil National de Sécurité Alimentaire	国家食料安全保障委員会
C/P	Homologue、(英) Counterpart	カウンターパート
CRSA	Comité Régional de Sécurité Alimentaire	州食料安全保障委員会
DAPSA	Direction de l' Analyse de la Prévision et des Statistiques Agricoles	農業施設省分析・予測・農業統計局
DGPSN	Direction Générale à la Protection Sociale et à la Solidarité Nationale	大統領府社会保護・国家連帯局
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
G50	Protocole d' Accord sur l' Harmonisation des Coûts Locaux Appliqués au Personnel Local	ローカル人材を対象とした支払い基準にかかる合意文書
JCC	Comité Conjoint de Coordination	合同調整委員会
P2RS	Programme Multinational de Renforcement de la Résilience à l' Insécurité Alimentaire et Nutritionnelle au Sahel	サヘルにおける多国間食料安全保障と栄養強化プログラム
PGI	Plateforme de Gestion d' Information	情報管理プラットフォーム
PNASAR	Programme National d' Appui à la Sécurité Alimentaire et à la Résilience	国家食料安全保障・レジリエンス・プログラム
PNBSF	Programme National de Bourses de Sécurité Familiale	家族保障給付金プログラム
PRAPS	Projet Régional d' Appui au Pastoralisme au Sahel	サヘルにおける畜産業支援のための広域プロジェクト
PRO-ACT	Projet de Renforcement de la Gouvernance de la Sécurité Alimentaire et de la nutrition au Sénégal	セネガルにおける食料安全保障と栄養のガバナンス向上プロジェクト
R/D	Record of Discussions	口上書
RNU	Registre National Unique	給付対象世帯の特定システム
SAP	Système d' Alerte Précoce	早期警報システム
SECNSA	Secrétariat Exécutive du Conseil National de Sécurité Alimentaire	国家食料安全保障諮問委員会
SIRT	Système d' Information sur les Ressources	レジリエンス強化のためのテロワ

	des Terroirs	ール資源情報システム
SNSAR	Stratégie Nationale de Sécurité Alimentaire et de résilience	国家食料安全保障・レジリエンス戦略
UEMOA	Union Economique et Monétaire Ouest Africaine	西アフリカ諸国経済通貨同盟
WFP	World Food Programme	国連世界食糧計画

以上



別紙 2 セネガル食料安全保障セクターと RC-GSAR プロジェクトの経緯

年月	食料安全保障セクター	RC-GSAR プロジェクト
2014	レジリエンス・イニシアチブ包括同盟 (AGIR) 加盟	
2015	「国家食料安全保障・レジリエンス戦略 (SNSAR : 2015~2035)」策定	-
2015. 12	-	「気候変動に対するレジリエンス強化プロジェクト」(要請書取り付け時の案件名) 予備調査
2016. 2	「大統領府食料備蓄局の監査にかかる報告書」(EU)	-
2016. 5	-	案件採択
2017. 1	-	基本計画策定調査
2017. 3	「組織評価にかかる報告書」(加)	-
2017. 5	-	RD 署名
2017. 6	-	「食料安全保障とレジリエンスのガバナンスに係る能力向上プロジェクト」へ案件名を変更
2017. 12	-	RC-GSAR 第一段階協力開始 (業務調整専門家派遣 : 2017. 12~2018. 11、業務実施契約 2018. 6~2019. 1)
2018	「国家食料安全保障・レジリエンスプログラム (PNASAR : 2018~2022)」策定	
2018. 11		詳細計画策定調査
2018. 12		RD 変更ミニッツ署名・PDM 改訂
2019	SECNSA 及び SECNSA が事務局を務める国家安全保障委員会 (CNSA) 等の新体制にかかる新たな政令の施行予定	-
2019. 4		業務主管部門の変更 (セネガル事務所 → 農村開発部)
2019. 4		RC-GSAR 第二段階協力開始予定 (業務実施契約 2019. 4~2021. 1)

以上

## 【第4 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程計画

本件に係る業務行程は、2019年5月に開始し、約32か月後（2022年1月）の終了を目処とする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。（国内作業を含む）  
（全体） 約73M/M

#### （2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

なお、総括業務従事者の語学力については英語能力または仏語能力が評価の対象となるが、仏語能力を有することが望ましい。

- ア 業務主任者/組織運営・調整（3号）
- イ 食料安全保障とレジリエンスのガバナンス（3号）
- ウ モニタリング評価/統計分析
- エ 情報システム管理
- オ 業務調整/広報

また、必要に応じ、現地傭人による英語⇔仏語の通訳備上を認める。（本見積とすること）

### 3. 相手国の便宜供与

#### （1）C/Pの配置

#### （2）事務所スペースの提供

（3）事務所備品（SECNSA本部のみ）：執務机1点・椅子3点・キャビネット1点のほか、第一段階協力での事業用物品（第一段階協力長期専門家（業務調整／組織能力強化）「業務完了報告書」参照）が備わっている。

### 4. 配布資料及び公開参考資料

本業務に関する以下の資料を配布します。

- （1）本プロジェクト要請書、R/D、R/D改訂ミニッツ、詳細計画策定調査結果
- （2）本プロジェクト第一段階協力契約専門家チーム 業務完了報告書
- （3）本プロジェクト第一段階協力長期専門家（業務調整／組織能力強化）業務完了報告書

### 5. 業務用資材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

プロジェクト活動に必要な車両3台（4WD）については調達済。但し、その内1台は毎年1月～6月（2019年5月・6月、2020年1月～6月、2021年1月～6月）の期間のみ本プロジェクトにて使用可なる。なお、他2台については上記のような使用

期間に関する制約はない。右を前提に、必要な車両関連費（レンタカー、運転手、燃料等）を見積もりに計上すること。

## 6. 現地再委託

現地再委託は想定していないが、業務遂行上現地再委託が必要であれば、プロポーザルの中で提案すること（本見積りとすること）。その場合、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・技術協力成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。また、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

## 7. 本邦研修

本邦研修の実施に係る経費については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」に基づき見積もること(本見積りとすること)。但し、研修員の受入（渡航・滞在費）及び研修監理員備上に係る経費については契約に含めない。

## 8. その他の留意事項

### (1) 安全対策

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAセネガル事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のためのセネガル側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡を取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と常時連絡が取れる体制を構築の上、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとることとし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

### (2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

